

令和5年度事業報告

1 法人の概要

〔主たる事務所の所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号
〔名称及び代表者〕 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 理事長 原田 悦雄
〔法人認可年月日〕 平成10年2月17日
〔法人登記年月日〕 平成10年2月23日

2 実施事業の種類

① 第一種社会福祉事業

ア 障害児入所施設 うみねこ学園
イ 障害者支援施設 いちい寮
ウ 養護老人ホーム 長生園
エ 児童養護施設 浩々学園
オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
ウ 老人デイサービス事業（長生園）
エ 特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
オ 障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）

③ 公益事業

ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課）
ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
エ 日中一時支援事業（いちい寮）

3 役員状況（令和6年3月31日現在）

(1) 定款上の定数

① 理事 6名
② 監事 2名

(2) 役員名簿

役職	氏名	職
理事長	原田 悦雄	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団理事長
専務理事	柴田 義弘	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事
理事	田口 豊實	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会会長
理事	早川 あゆみ	八戸学院大学短期大学部介護福祉学科学科長補佐・教授
理事	浮木 隆	社会福祉法人親泉会業務執行理事
理事	佐藤 敦子	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団在宅サービス課課長
監事	舘 康寿	社会福祉法人愛育福祉会事務局長
監事	伊藤 和雄	総務省行政相談委員

4 理事会の開催状況

(1) 第120回理事会（令和5年6月6日）

審 議 案 件	
第 1号議案	令和5年度第1次補正予算について
第 2号議案	指定障害児入所施設うみねこ学園運営規程の一部改正について
第 3号議案	八戸市社会福祉事業団就業規則の一部改正について
第 4号議案	令和4年度事業報告の承認について
第 5号議案	令和4年度決算の承認について
第 6号議案	八戸市社会福祉事業団新役員候補者の選定について
第 7号議案	定時(第75回)評議員会の開催について

(2) 第121回理事会（令和5年6月22日）

審 議 案 件	
第 1号議案	八戸市社会福祉事業団理事長の選定について
第 2号議案	八戸市社会福祉事業団専務理事の選定について

(3) 第122回理事会（令和5年11月14日）

審 議 案 件	
第 1号議案	令和5年度第2次補正予算について
第 2号議案	八戸市社会福祉事業団就業規則の一部改正について
第 3号議案	八戸市社会福祉事業団給与規程の一部改正について
第 4号議案	八戸市社会福祉事業団育児・介護休業等に関する規定の一部改正について

(4) 第123回理事会（令和6年3月14日）

審 議 案 件	
第 1号議案	八戸市社会福祉事業団臨時的処遇改善手当支給規程の制定について
第 2号議案	令和5年度第3次補正予算について
第 3号議案	八戸市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正について
第 4号議案	押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する規定の一部改正について
第 5号議案	八戸市社会福祉事業団就業規則の一部改正について
第 6号議案	八戸市社会福祉事業団準職員及び臨時職員就業規程の一部改正について
第 7号議案	八戸市社会福祉事業団登録ヘルパー就業規程の一部改正について
第 8号議案	八戸市社会福祉事業団給与規程の一部改正について
第 9号議案	八戸市社会福祉事業団職員の処遇改善に関する規程の一部改正について
第10号議案	八戸市社会福祉事業団育児・介護休業等に関する規程の一部改正について
第11号議案	八戸市社会福祉事業団経理規程の一部改正について
第12号議案	役員賠償責任保険の加入について
第13号議案	令和6年度事業計画について
第14号議案	令和6年度当初予算について
第15号議案	施設長の任命について
第16号議案	八戸市社会福祉事業団理事候補者の選定について
第17号議案	第76回評議員会の開催について

5 評議員の状況（令和6年3月31日現在）

- (1) 定款上の定数 8名
 (2) 評議員名簿

氏名	職
間山路代	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会事務局長
古戸良一	八戸市老人クラブ連合会顧問
田村正次郎	うみねこ学園・いちい寮親の会理事
赤石和枝	元八戸市立根城小学校校長
新井山雅行	根城地区社会福祉協議会顧問
下館敏	元是川地区社会福祉協議会会長
榊敏男	鮫地区社会福祉協議会会長
鬼柳裕	元社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事

6 評議員会の開催状況

- (1) 定時（第75回）評議員会（令和5年6月22日）

審議案件	
第1号議案	令和4年度決算の承認について
第2号議案	八戸市社会福祉事業団新役員の選任について

- (2) 第76回評議員会（令和6年3月14日）

審議案件	
第1号議案	八戸市社会福祉事業団理事の選任について

7 監事の監査状況

監査年月日	監事氏名	監査における指示指摘事項
令和5年5月30日	館 康 寿 伊 藤 和 雄	特になし

8 職員配置（令和6年3月31日現在）

職種	施設								
	管理課	在宅サービス課	うみねこ学園	うみねこ塾	いちい寮	長生園 デｲｰﾍﾞｽ	浩々学園	小菊荘	合計
事務局長	専務理事 兼務								
課長	専務理事 兼務	[1]							[1]
園長・塾長 寮長・所長			[1]	いちい 寮長兼務	1 塾長兼務	[1]	1	1	3 [2]
事務員	3 <1>		<1>		<1>				3 <3>
児童指導員 (児童指導員補助/夜 間専門員/学習指導員 /事務員兼務含む)			7 <5>	3 <2>			9 [4] <3>	4 [1] <3>	23 [5] <13>
保育士 (事務員兼務含む)			11 <3>	1			3		15 <3>
生活支援員 (事務員兼務含む)					27 <13>				27 <13>
支援員						6 [3] <4>			6 [3] <4>
介護員						1 <1>			1 <1>
生活相談員 (事務員兼務含む)						2			2
生活相談員兼支援員						1			1
生活相談員兼介護員						2 <3>			2 <3>
訪問介護員 (事務員兼務含む)		6 <13>							6 <13>
介護支援専門員		4							4
心理指導員			[1]						[1]
栄養士			1		1	1	1		4
看護師			1		1	2 [1] <1>	1		5 [1] <1>
用務員					<4>		<1>	<2>	<7>
合計	3 <1>	10 [1] <13>	20 [2] <9>	4 <2>	30 <18>	15 [5] <9>	15 [4] <4>	5 [1] <5>	102 [13] <61>

※ [] 内の数字は嘱託職員の人数

※ < > 内の数字は準職員・臨時職員及び登録ヘルパーの人数

事務局管理課

【5年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
<p>理念に掲げる「利用者一人ひとりの人権・人格・個性を尊重し、福祉サービスを通じて、自分らしく生きることを支援する」ための取組として、虐待防止に関する全体研修を開催し、虐待防止の意識向上を図る。</p>	<p>施設(課)、職種、経験年数の異なるグループによる事例検討を行い、事例における利用者の立場と支援者の立場それぞれの要因と望ましい対応について意見を交換するとともに、少し気になる対応(虐待の芽)について話し合い、参加者の経験や職種による捉え方及び視点の違いを共有した。</p> <p>また、入所施設版・通所施設版・訪問サービス版の「虐待の芽チェックリスト」を用いて自身の不適切ケアの点検を行い、虐待防止意識の浸透及び向上を図った。</p>
<p>職員一人ひとりの能力を最大限引き出すため、階層別育成計画、育成計画に基づく研修、人事評価といった人材育成の仕組みを体系化し、効果的な運用を目指す。</p>	<p>職員が働き続ける中で、どのように役割が変わり、どのような仕事を担うのかイメージできるように、キャリアパスをより分かりやすい内容に改定するとともに、研修の種類及び目的を明確にした。</p> <p>また、令和6年度から、管理職以外の全ての階層に対し、チェックシートを用いた自己評価をOJTに導入し、評価結果を共有するための面談のほか、年間を通したフィードバックを行うなど、より丁寧な育成の仕組みを整備した。</p>
<p>サービスの質の向上及び働きやすい環境作りの取組を継続するため、青森県介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所認証評価制度における更新申請を行い、認証の取得継続を目指す。</p>	<p>認証を継続するため、介護サービス及び障害福祉サービスの対象施設(課)と連携し、評価項目ごとに取組状況の点検を行い、更新申請のための準備を進めた。</p> <p>介護サービスについては取組内容が評価され、認証を取得した。障害福祉サービスについては制度の見直しにより、廃止となった。</p>

1 業務内容

(1) 本部運営に関する業務

- ① 事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ② 理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること

(2) 事務局管理課業務

- ① 施設長会議の開催及び運営に関すること
- ② 職員の研修及び福利厚生に関すること
- ③ 自己評価に関すること
- ④ その他事業団の庶務(職員の人事・給与等に関する事務及び関係機関・団体・施設間との連絡調整)に関すること

2 施設(課)長等連絡会議

理事長・専務理事及び各施設(課)長との連絡会議を毎月開催し、法人全体に係わる事項や各施設(課)の日常的な利用者の状況及び運営上の課題等を出し合い、情報共有を図った。

内 容	開 催 月 日
新年度会議	4/1
定例会議(12回)	4/25、5/26、6/26、7/25、8/25、9/25、10/25、11/28 12/25、1/25、2/26、3/25

3 自己評価

各施設(課)が自らの実態を把握し、改善すべき課題を明確にすることにより、サービス及び施設運営の質の更なる向上を図ることを目的として、全施設及び事務局において自己評価を実施した。自己評価結果から得られた課題に対する改善策については、令和6年度の事業計画に反映させた。

また、各施設(課)において、令和4年度の自己評価結果から得られた課題に取り組み、その経過を令和5年度実践研修報告会において報告し、法人全体で共有した。

4 スキルアップ支援事業

職員の資格取得及び自己啓発活動を支援するため、福祉・介護に関する資格取得に係る費用を助成するスキルアップ支援事業を実施した。

令和5年度実績	
精神保健福祉士	1名
介護福祉士	1名

在宅サービス課〔居宅介護等事業〕

〔所 管 課〕	在宅サービス課
〔住 所〕	八戸市根城八丁目8番155号
〔事業開始年月日〕	平成12年4月1日 指定訪問介護等事業 平成19年4月1日 指定介護予防訪問介護事業 平成28年10月1日 八戸市介護予防・日常生活支援総合事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【5年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
訪問介護事業は、同行援護のサービスを継続していくため、サービス提供責任者等の有資格者の育成を図る。	同行援護事業を安定的に実施するため、サービス提供責任者の要件となる研修をはじめ、関連する多くの研修を受講することにより有資格者の育成を図った。
訪問入浴介護事業は、利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯等の情報を居宅介護支援事業所へ提供するとともに、ホームページの空き情報も定期的に更新し、利用者の増を目指す。	毎月、居宅介護支援事業所へ空き情報をファックスするとともに、定期的にホームページを更新し、情報の提供に努めた。 さらに、居宅介護支援事業所を訪問し、直接、情報提供を行った結果、24件の新規契約につながった。
居宅介護支援事業は、ICT機器を活用しながら医療・介護・関係機関などとの連携を深め、新規利用者の獲得を目指す。	地域ケア会議、他の居宅介護支援事業所との事例検討会及び医療・多職種との介護コミュニティチーム(コネクト8)を活用し、連携を深めたことにより30件の新規利用獲得につながった。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等

(2) 生活援助

調理、衣類の洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 生活等に関する相談、助言等

(4) その他

市町村、ケアマネージャー、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供に努めた。

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(3) 感染症及び自然災害に関する事業継続計画(BCP)について、理解を深めるための研修を実施した。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を定期的に確認し、補充を行った。

(4) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行った。また、その記録を安全運転管理者に報告するなど事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）に係る利用者負担額の軽減を実施した。

対象者	延べ12名
軽減額	6,433円

7 実習生の受け入れ

所属等	実習内容	期間	人数
八戸学院大学短期大学部	訪問介護	8月28日～8月31日	2
八戸学院大学短期大学部	訪問介護	9月28日、9月30日	1
合計			3

8 寄附の状況

寄付申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
匿名	現金	100,000円	令和5年9月13日

9 業務体制

合計	課長	管理者兼 サービス提 供責任者	サービス提 供責任者	訪問介護員		事務員
				正職員	臨時職員	
13	1	1	2	1	7	1

10 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

事業	月												人数 合計	年間 訪問時間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訪問介護	36	38	38	38	37	39	40	40	39	38	37	35	455	4,659.7
介護予防・ 日常生活支 援総合事業	16	17	16	15	14	14	12	13	14	12	11	9	163	992.5

在宅サービス課〔訪問入浴介護事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 指定訪問入浴介護事業
 平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業(訪問入浴サービス事業)
 平成19年 4月1日 介護予防訪問入浴介護事業

1 事業運営の基本方針

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の介護負担軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

- (1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検を実施することにより、不良個所の早期発見及び適切な修繕等を行い、安全管理に努めた。
- (2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。
- (3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。
- (4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (5) 感染症及び自然災害に関する事業継続計画(BCP)について、理解を深めるための研修を実施した。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を定期的に確認し、補充を行った。
- (6) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合計	課長	管理者兼 サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
10	[1]	1	[1]	6	[1]

※ [] は兼務

7 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
訪問入浴	20	19	19	19	15	16	20	19	16	19	18	22	222	1,291

※コロナ感染対策による休業期間：5月27日（1日間）

在宅サービス課〔居宅介護支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者及び関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 市町村、サービス事業者及び関係機関と連携を図るとともに、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に配慮する。
- (3) 介護認定調査は、心身の状況や生活環境等の把握に努め、全国一律の基準を用い実施する。

2 業務内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) サービスの利用相談及び情報提供
- (7) ICT機器を活用した職員間の情報共有

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないよう、衛生管理に努めた。
- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にした上で同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最小限の範囲で使用した。
- (4) 感染症及び自然災害に関する事業継続計画(BCP)について、理解を深めるための研修に参加するとともに、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を定期的に確認し、補充を行った。
- (5) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、ケアマネージャーが、毎月利用者を訪問してモニタリングを実施し、サービスの評価を行い、質の向上を図った。

6 実習生の受け入れ

実績なし

7 業務体制

合計	課長	管理者兼 介護支援専門員	介護支援専門員
5	[1]	1	3

※ [] は兼務

8 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計
介護保険	98	95	100	101	102	101	99	98	98	98	95	96	1,181
予防マネジメント	36	37	36	34	34	35	34	34	34	30	32	29	405
認定調査	11	9	11	9	10	8	9	11	10	9	8	9	114

在宅サービス課〔障害福祉サービス事業〕

〔事業開始年月日〕 平成15年4月1日 障害福祉サービス事業

平成24年4月1日 障害福祉サービス事業（同行援護）

1 事業運営の基本方針

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

(5) その他

市町村、相談支援専門員、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供に努めた。

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(3) 感染症及び自然災害に関する事業継続計画(BCP)について、理解を深めるための研修を実施した。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を定期的に確認し、補充を行った。

(4) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど、事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。受け付けた苦情は、サービス提供責任者が事実関係を調査した上で、責任者、受付担当者、相談支援専門員及び利用者や家族と解決策を協議し、解決に努めた。

また、苦情受付後の対応について利用者や家族へ報告するとともに、課内研修等で職員へ周知を図った。

令和5年度苦情受付数 1件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合計	課長	管理者兼 サービス提 供責任者	サービス提 供責任者	訪問介護員		事務員
				正職員	臨時職員	
13	[1]	[1]	[2]	[1]	[7]	[1]

※[]は兼務

7 利用者の状況<令和6年3月31日現在>

事業 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 訪問時間
居宅介護	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	11	150	1,790.7
同行援護	6	6	6	7	6	6	5	5	5	6	6	6	70	742.5

在宅サービス課〔訪問入浴サービス事業〕（八戸市地域生活支援事業）

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 八戸市訪問入浴サービス事業
 平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業
 平成19年4月1日 訪問入浴サービス事業

1 事業運営の基本方針

八戸市地域生活支援事業として、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者(児)に対し、訪問入浴サービスを提供する。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

- (1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検を実施することにより、不良個所の早期発見及び適切な修繕等を行い、安全管理に努めた。
- (2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。
- (3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。
- (4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (5) 感染症や自然災害に関する事業継続計画(BCP)について、理解を深めるための研修を実施した。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を定期的に確認し、補充を行った。
- (6) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	課 長	管理者兼 サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
10	[1]	[1]	[1]	[6]	[1]

※[]は兼務

7 利用者の状況<令和6年3月31日現在>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
人数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	392

※コロナ感染対策による休業期間：5月27日（1日間）

う み ね こ 学 園

〔施設の種類〕	障害児入所施設
〔入所定員〕	40人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50
〔建設年月日〕	令和2年3月31日（移転新築）
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日（八戸市からの施設譲与による）
〔施設の概要〕	敷地 8013.47 m ² 木造平家建 延床面積 1.694.05 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思及び人格をより尊重するとともに、障害の特性等を踏まえた療育や心理的ケアを行うことによって、きめ細やかな支援を提供する。
- (2) 自立生活訓練室を活用した自立生活体験をすることによって、特別支援学校卒業後に安定した職業生活を送ることができるような支援を提供する。
- (3) 八戸第二養護学校・八戸高等支援学校及び鮫地区との結びつきを重視した施設運営を行い、共生社会の実現に向けて地域住民との交流を深める。

【令和5年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
利用者に最善の支援やサービスを提供するため、事例を用いたケース検討会議や権利擁護及び人権侵害に関する研修を定期的実施する。	権利擁護及び人権侵害の啓発、意識向上を目指し、ケース検討会議や研修会を開催した。 また、より良い支援につなげるため、セルフチェックシートを活用し、定期的に支援の振り返りを行った。
日常生活のスキルアップ訓練にタブレット端末を取り入れる機会を増やすとともに、適切に利用するためのリスクマネジメントに関する学習指導を行う。	児童へのリスクマネジメントを主としたSNSに関する学習会を実施した。ワークシートを活用したほか、児童が発表するなど、職員が一方的に話をする形にならないよう工夫をした。さらに、ワークシートを用いて児童らの理解度を確認しながら計画的に進め、困った際には必ず身近な人に相談することを徹底して伝えた。 今回の取組では実際の体験学習までは実施することが

	<p>できなかったが、リスク回避の意識づけ及び知識の習得段階までは達成できた。</p>
<p>個々の利用者に配慮した小規模グループケアによる自立支援の取組について、児童相談所や学校等に積極的に広報を行い、利用者の安定的な確保を目指す。</p>	<p>月例の学校学園連絡会議、地域の小・中学校の面談及びオープンキャンパス等において、学園の活動内容について説明し、入所状況及び利用希望者についての情報収集を行った。</p> <p>また、児童相談所に入所希望の動向について確認するなど、連携を密に図った。見学希望者には、学園全体の雰囲気を実際に見て感じてもらい、入所に繋がるよう努めた。</p>

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、意見や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援した。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、情緒の安定を図った。
- ③ 一人ひとりの特性、能力等に応じた学習指導を行うとともに八戸第二養護学校及び八戸高等支援学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、両学校の教育目標と整合性のある支援を行った。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、一人ひとりの特性、能力等に応じ地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び情報提供を行った。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施した。
- ⑥ 高校3年生が将来、安心安全な職業生活を送れるよう自立生活訓練室での生活体験において助言・指導を行った。
- ⑦ 退所後に、引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに職場及び家庭訪問や電話連絡等を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど、適切なアフターケアを行った。

(2) 給食管理

- ① ユニットごとに少人数で家庭的な雰囲気を楽しみながら食事をすることによって、情緒の安定を図るとともに、安心できる食事環境を提供した。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに厨房内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努めた。
- ③ 栄養バランスの取れた給食の提供と、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食等の状況を把握することで、献立内容の充実を図った。
- ④ 行事、季節に応じた献立の作成を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努めた。
- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、一人ひとりの嗜好把握と意見の反映に努めた。

3 健康管理

- (1) 児童の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 地域の内科医院及び歯科医院に協力を依頼し、疾病等があった場合、速やかに治療に対応するため、連携を図った。

- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに第三者委員を選任し、入所児童及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所児童及び家族等に周知を図った。

なお、第三者委員に対し、報告会（現状報告、情報交換等）を実施した。

令和5年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

うみねこ学園虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに第三者委員を選任し、虐待防止のための体制を整備した。また、入所児童の心身の安全と人権の保護に努めるとともに、権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和5年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

- (1) 個人として尊重し、常に児童本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にした。
- (2) 毎月、福祉オンブズマンの活動を通して、児童の意見を聴取するとともに児童の権利擁護の視点から評価を受け、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに消防署等の指導のもと、施設独自の防災訓練を実施した。
- 地区消防団へは、万が一火災が発生した時の協力を依頼した。
- (2) 自然災害及び感染症に関する事業継続計画（BCP）について、職員の理解を深めるための研修会を行った。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を随時確認し、補充を行った。
- (3) 避難訓練の際は、地域住民に対し、火災ベルが聞こえないよう配慮するとともに、訓練への協力を仰いだ。
- (4) 警察署等の指導のもと不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

ボランティア受入れマニュアルに基づき、担当者を配置するなど受入れ体制を整えたが、感染予防対策の一環として、ボランティアの募集は行わなかった。

(2) 実習生の受入れ

所属等	実習内容	期間	人数
八戸市立高等看護学院	看護師	4月25日～11月3日	延30
八戸学院大学短期大学部	見学	6月7日～12月15日	延74
弘前大学	介護等体験	7月3日～7月7日	1
弘前学院大学	ソーシャルワーク実習	8月7日～9月9日	1
岩手県立大学	ソーシャルワーク実習	8月21日～9月21日	1
岩手県立大学	ソーシャルワーク実習	11月13日～11月22日	2

八戸看護専門学校	見学	1月30日	41
八戸学院大学短期大学部	保育士	2月13日～2月24日	2
合 計			延152

(3) 地域との交流・連携等

月	日	行 事 内 容	場 所
4	16	蕪島まつり	蕪島

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
匿名	現金	100,000円	令和5年9月13日

9 業務体制（定員40人）

○人員に関する配置基準（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

基準合計	施設長	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員	栄養士	嘱託医	職業指導員	心理指導担当職員

※ 職業指導員及び心理指導担当職員については、職業指導及び心理指導を行う場合に配置

○職員配置

配置合計	施設長	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員	職業指導員	心理指導員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	指導員補助

※()は委託

10 入所者の状況（令和6年3月31日現在）

(1) 学年別状況

区分	未就学児	小学生	中学生	高等生	入所者合計
男	()	2 (2)	8 (4)	13 (4)	23 (10)
女	()	()	1 (1)	6 (1)	7 (2)
計	()	2 (2)	9 (5)	19 (5)	30 (12)

※()は措置入所の数 ※卒園児童6人

うみねこ学園〔短期入所事業〕

〔定員〕 2人
〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日間）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排泄、食事といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行った。
- (2) 給食管理
利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努めた。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努めた。

3 健康管理

うみねこ学園に準じて健康管理を行った。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
うみねこ学園同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。
- (2) 虐待防止
うみねこ学園同様に、うみねこ学園虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。
令和5年度苦情・虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にして、今後のサービスの質の向上を図った。

6 業務体制

うみねこ学園と共通のため省略

7 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

利用契約者数	28名	（男子 20名	女子 8名）
令和5年度新規契約者数	4名	（男子 3名	女子 1名）

8 利用状況（令和6年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	6	6	5	6	7	7	6	6	6	3	4	6	68
延利用日数	32	22	25	28	18	20	20	27	19	12	17	21	261

うみねこ学園〔指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成26年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情・虐待受付数 0件

4 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

合計	管理者	相談支援専門員
[2]	[1]	[1]

※ [] は兼務

5 計画・相談等の状況（令和6年3月31日現在）

	計画・相談	モニタリング	合計件数
障害児相談支援			0
特定相談支援（障害者）	41	77	118

うみねこ塾

〔施設の種別〕	放課後等デイサービス
〔定員〕	10人
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平20番地5
〔建設年月日〕	平成5年3月17日（増改築）
〔事業開始年月日〕	令和2年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 28,295.42 m ² （うみねこ塾、いちい寮全体の面積） 鉄筋コンクリート造平家建 延床面積 427.08 m ²

1 事業運営の基本方針

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【5年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
事例検討を実施し、PDCAサイクルを繰り返すことにより知識の定着を図り、職員の専門性を高める。	対象児童の行動事例を収集し、ABC分析シートを用いた行動分析を行った。分析結果を基に、行動の改善につながる支援を検討し、実践するというサイクルを1か月又は2ヶ月単位で実践したことにより、強度行動障害の特性、強度行動障害の状態を引き起こすと思われる要因、行動の予防の重要性について理解を深めた。成功事例や有効と思われる対応などについて職員間で共有するとともに、保護者、学校、相談支援事業所との支援会議においても共有した。
2024年度の法改正に向け、情報収集をするとともに、放課後等デイサービスセンターの在り方を検討し準備を進める。	外部研修、厚生労働省のホームページ及び他の事業者から情報を収集した。 また、職員会議において、保護者茶話会で得られた意見を共有するとともに、児童及び保護者それぞれに対する支援を並行

	して行うことの重要性を確認し、次年度は、保護者に対する具体的な支援の方策について検討することとした。
--	--

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な生活スキルを身に付けられるよう支援した。
- ② 一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、関係機関との支援会議・情報交換等の連携を図ることにより、教育目標や支援方針と整合性のある支援を行った。
- ③ 作業活動や運動訓練を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援した。
- ④ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援計画を作成し、随時支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業所と共有した。
- ⑤ 八戸高等支援学校に在籍する利用者に対し、来所への利便性を考慮し、迎車サービスを実施した。
- ⑥ 調理実習の際には、衛生管理に留意して行い、食中毒の予防に努めた。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等との連携を取りながら、感染症等の予防、疾病の早期発見に努めた。
- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、利用者及び家族等への周知を図った。

令和5年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

うみねこ塾虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに第三者委員を選任し、虐待を防止するための体制を整備した。

また、利用者の心身の安全と人権の保護に努めるとともに権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和5年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価するとともに、利用者・保護者のニーズや要望を把握するため、保護者評価を実施することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努めた。

- (3) 遊具の安全点検を行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導した。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。
- (5) 自然災害及び感染症に関する業務継続計画(BCP)について、職員の理解を深めるための研修を行った。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を随時確認し、補充を行った。
- (6) 八戸市の補助金を活用し、送迎車に置き去り防止のための安全装置を装備し、安全確保対策を講じた。

7 地域との交流等

(1) 地域との交流・連携等

感染症の予防に留意しながら、地域イベント等の活動に参加した。

(2) 実習生の受け入れ

所属等	実習内容	期間	人数
八戸学院大学	社会福祉士実習	8月7日～9月7日	2
八戸学院大学	社会福祉士実習	2月26日～3月6日	2
合計			4

(3) 地域における公益的な取組

障害児への接し方等に悩む家族に対応するため、広報誌や面談等を通じて、療育に関する情報提供を行った。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
八戸市中央卸売市場協力会	みかん 1箱 りんごジュース 20本 鉢植えの花 1鉢	—	令和5年12月18日

9 業務体制（定員10人）

○人員に関する配置基準

基準合計	管理者	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者兼 児童発達支援管理責任者	児童指導員・保育士
7	[1]	6

※ [] は兼務

10 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
契約者数	21	21	21	21	21	19	20	20	20	20	20	20	—
稼働日数	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20	243
利用者数	185	178	204	182	175	173	182	170	165	176	163	178	2,131
利用率 (%)	92.5	89.0	92.7	91.0	79.5	86.5	86.7	85.0	82.5	92.6	85.8	89.0	87.7

い ち い 寮

〔施設の種類〕	障害者支援施設
〔利用定員〕	60人
〔障害福祉サービスの種類〕	生活介護、施設入所支援
〔所在地〕	八戸市大字松館字在家山谷19番地3
〔建設年月日〕	昭和55年3月12日
〔設置認可年月日〕	平成20年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 28,295.42 m ² （いちい寮、うみねこ塾全体の面積） 鉄筋コンクリート造平家建 延床面積 3,645.05 m ² 倉庫ほか 551.15 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、入所者一人ひとりの意向、障害の特性等心身の状況に応じて障害福祉サービスを提供し、充実した自立生活の実現に努める。
- (2) 隣接する放課後等デイサービス事業所「うみねこ塾」と連携を図りながら、地域に根差した障害福祉サービスの充実を図る。

【5年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
<p>利用者が張りのある生活を送ることが出来るよう、利用者の思いを尊重した様々な魅力ある行事や日中活動を提供する。</p>	<p>利用者の「やりたい」「楽しい」を増やす試みとして、人気の高いカラオケと運動をサークル活動として複数回実施した。共通の楽しみを持つ利用者同士の交流の場となり、好評であった。</p> <p>日中活動においては、評価票を活用し、個別の活動状況及びニーズを把握することで活動の充実を図った。</p>
<p>利用者の高齢化や重度化に伴い、事故発生リスクが高まる中、虐待・事故防止委員会を始めとする各委員会の活性化を図り、利用者にとって安心・安全な施設を目指す。</p>	<p>事故の再発防止ならびに職員間での情報共有の強化を図るため、事故報告書及びヒヤリハット報告書の様式を改めるとともに、報告書を適切に作成、運用するためのマニュアルを整備し、職員に周知した。</p> <p>また、各委員会においては、事例検討や内部研修の開催、施設巡回による危険個所の洗い出し、実施状況をホームページへ掲載するなど、虐待・事故防止に向けた取り組みを一体的に進めた。</p>
<p>災害時や感染症発生時において迅速かつ適切な対応をとるため、いちい寮との連携を含めたグループホーム独自の事業継続計画を策定すると共に、職員への周知を図るために必要な研修及び訓練を行う。</p>	<p>厚生労働省のガイドラインを基に、自然災害及び感染症発生時のグループホームにおける実行性の高い事業継続計画とするため、就労先や日中事業所との連絡調整、備蓄品の確保、各種訓練の実施等の項目を盛り込むとともに、昨年度策定した、いちい寮の計画との整合性を図った。計画内容については、内部研修等で関係職員に周知した。</p>

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 主に金銭管理の難しい方へ成年後見制度を薦め、入所者の基本的人権及び保障されるべき権利を擁護した。
- ② 一人ひとりの能力・特性を理解し、ADLにおいて個々のレベルに合わせた支援を行った。また、支援会議等で状況把握・課題整理を行い、入所者の生活の質の向上に努めた。
- ③ 晴天時は散歩等の寮外活動を積極的に行った。また、体操や体育館歩行といった軽運動の他、エアロバイク等のエクササイズ器具を用いた活動を取り入れ、体力の維持・向上に努めた。
- ④ 作業活動においては、入所者の特性に合わせて空き缶の仕分けや潰す作業を行い、持続力と責任感を培うよう努めた。また、女性入所者を中心に裁縫や調理実習を行った。
- ⑤ 教養の習得を目的に、茶道教室や生け花教室を開催した。また、週末を中心にドライブ外出を行い、入所者の情緒の安定を図った。
- ⑥ 毎月、自治会を開催し、施設運営に入所者の意向を反映させるとともに、入所者間の親睦を深め、自主自立の精神を持って活動し、実りある生活が送れるよう努めた。

(2) 給食管理

- ① 外部委託業者と連携し、安心、安全かつ栄養バランスのとれた給食を提供した。
- ② 毎月外部委託業者を交えた給食会議を開催し、入所者の嗜好及び意見を把握することで、献立の充実を図った。
- ③ 行事、季節に応じた献立を工夫するなど、魅力ある食事の提供に努めた。

3 健康管理

- (1) 入所者の健康状態を観察・把握し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医及び家族と連携を図りながら、生活習慣病や感染症疾患等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。

- (2) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴サービスを提供するとともに、シャワーを希望する入所者へは随時提供した。また、口腔ケアの充実、手洗いや手指の消毒を徹底させ、清潔の保持に努めた。
- (3) 内部研修等で職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、入所者に対する保健支援と衛生的な環境の維持に努めた。
- (4) 入所者の急変に対応できるよう、救命講習(AEDの使い方)を行い、職員の意識並びに技術の向上に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、入所者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所者及び家族等に周知を図った。

なお、前年度に引き続きオンブズマンや第三者委員への報告会（現況報告、情報交換等）を実施した。

令和5年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、入所者の人権を保護するための体制を整備した。

令和5年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

入所者が、個人として尊重され、健康で豊かな生活を送れるよう、施設が行うサービスについて自己評価し、改善すべき課題を明確にした。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに消防署の指導のもと、いちい寮独自の防災訓練のほか、うみねこ塾との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 自然災害及び感染症に関する事業継続計画(BCP)について、職員の理解を深めるための研修を行った。また、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を随時確認し、補充を行った。
- (3) 入所者の所在不明や交通事故等を防止するため、状況把握を十分に行い、安全確保に努めた。
- (4) 施設内において事故が発生した際には、速やかに会議を開催し、事故検証及び再発防止に努めた。また、虐待・事故防止委員会を中心に、事故防止に向けた啓発活動を行った。
- (5) 不審者の侵入に備え、警察署の指導のもと、うみねこ塾との合同不審者対応避難訓練を実施し、施設間の連携と防犯意識の向上に努めた。
- (6) 公用車を運転する職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行った。また、その記録を安全運転管理者に報告する等、事故防止に努めた。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受け入れ

ボランティア受け入れマニュアルに基づき、担当者を配置するなど受け入れ体制を整えたが、感染予防対策の一環として、ボランティアの募集は行わなかった。

(2) 実習生の受け入れ

実習生受け入れマニュアルを基に担当者を配置するなど受け入れ体制を整えた。なお、学校

等からの実習についての問い合わせはなかった。

(3) 地域との交流

9月13日、事前に町内会に周知した上で打ち上げ花火を実施した。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
匿名	現金	1,300,000円	令和5年7月14日
匿名	現金	100,000円	令和5年9月22日

9 業務体制 (定員60人)

○人員に関する配置基準(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条)

基準合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	理学療法士	作業療法士	嘱託医
23	1	1	20				1

○職員配置

配置合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	用務員
50	1	1	39	1	1	1	(2)	4

※()は委託

10 利用者の状況(令和6年3月31日現在)

○年代別状況

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性		3	8	7	4	9	1	32
女性		2	6	2	6	7		23
合計		5	14	9	10	16	1	55

いちい寮〔短期入所事業〕

〔定員〕 2名
〔設置認可年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期入所（原則月7日）を必要とする障害者等に対し、入浴・排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行う。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴・食事・排泄等、一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供した。
- (2) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士が作成した献立表に基づき提供した。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言を行った。

3 健康管理

利用者の健康に配慮するとともに、定時にバイタルサインチェックを行う体制の確立及び非常時における家族との連絡体制の強化を図った。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
いちい寮同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情受付数 0件

- (2) 虐待防止

いちい寮同様に、いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止及び利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和5年度虐待受付数 0件

5 業務体制

いちい寮と共通のため省略

6 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

利用契約者数 35名（男性19人 女性16人）

令和5年度新規契約者数 4名（男性2人 女性2人）

7 利用状況（令和6年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数	3	4	4	6	3	4	4	4	4	1	3	4	44
延利用日数	18	24	32	30	12	26	27	27	22	14	32	43	307

※コロナ感染対策による休業期間：8月15～31日、12月16日～1月18日（延べ51日）

※インフルエンザ感染対策による休業期間：3月2～10日（延べ9日）

いちい寮〔共同生活援助事業〕

〔実施施設〕	ハウス元気アップ	
〔バックアップ施設〕	障害者支援施設いちい寮	
〔所在地〕	ハウス元気アップ1	八戸市大字是川字新田17-16 八重坂市営住宅A1棟13号・14号・19号・20号
	ハウス元気アップ2	八戸市大字是川字新田14-1 八重坂市営住宅B2棟10号・18号・19号・20号
〔定員〕	ハウス元気アップ1	6名
	ハウス元気アップ2	6名
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日	

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

①共同生活援助計画の作成

生活の場や職場等の環境を考慮し、包括的な援助計画を作成した。

②利用者に対する相談

職場における不安や悩みについて傾聴し、相談に応じた。

③食事の提供

個々の嗜好に合わせ、世話人による1日2食（朝・夕）の食事を提供した。

④健康管理及び金銭管理の援助

健康管理については、日常的な体調管理指導の他、体調不良時の通院の付き添いを行った。
ま

た、金銭管理にあたっては、日々の小遣いの使用方法について、レシートを活用し、計画的にお金を使うよう助言した。

⑤余暇活動の支援

感染防止対策を講じつつ、ホーム外での活動を実施した。利用者の意思を尊重しながら日帰り旅行や買い物同行を行った。

⑥緊急時の対応

非常時には、いちい寮のバックアップ施設職員が対応できるよう体制の強化を図った。

⑦職場等との連絡及び調整

利用者が意欲を持って働けるよう、職場等との連絡及び調整を行った。

⑧その他日常生活に必要な援助

週1回以上の定期訪問を行い、居室の掃除や身だしなみについて助言した。また、物品購入や各種手続き等、利用者からの申し出を受けて必要に応じ代行した。さらに、年2回大掃除を実施し、不要物品の処分や衣類整理、寝具交換等を行った。

⑨外部サービスの利用

居宅介護事業所と契約し、必要な時に必要なサービスを利用できるよう体制を整えた。

3 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

いちい寮同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に

迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、前年度に引き続き第三者委員への報告会（現況報告、情報交換等）を実施した。

令和5年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

いちい寮同様に、いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和5年度虐待受付数 0件

4 施設サービス評価

個人として尊重され、利用者が健康で豊かな生活を送れるよう、事業所が行うサービスについて自己評価し、改善すべき課題を明確にした。

5 安全管理

(1) 世話人とバックアップ施設職員合同による避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。

(2) 火災発生時に被害を最小限に抑えるため、住居内の消防設備点検を行った。

(3) 公用車を運転する職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行った。また、その記録を安全運転管理者に報告する等、事故防止に努めた。

6 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第208条)

基準合計	管理者	サービス管理責任者	世話人
4	1	1	2

○職員配置

基準合計	管理者	サービス管理責任者	世話人
4	[1]	[1]	(2)

※[]は兼務、()は委託、その他バックアップ施設いちい寮担当職員 男女各4名

7 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

○年代別状況

	40代	50代	60代	70代	合計
男性			4	1	5
女性	3		3		6
合計	3		7	1	11

いちい寮〔特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成25年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

4 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援の事業（指定障害児相談支援）の人員及び運営に関する基準
第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
[5]	[1]	[4]

※ [] は兼務

5 計画・相談等の状況（令和6年3月31日現在）

事業の種類	計画・相談	モニタリング	件数合計
特定相談支援（障害者）	28	67	95
障害児相談支援			0

いちい寮〔日中一時支援事業〕

〔定員〕 若干名
〔設置認可年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供するため、障害者等を一時的に受け入れ障害者等の日中における活動の場を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴・食事・排泄等、一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供した。
- (2) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の作成した献立表に基づき提供した。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言を行った。

3 健康管理

利用者の健康に配慮するとともに、定時にバイタルサインチェックを行う体制の確立及び非常時における家族との連絡体制の強化を図った。

4 苦情への対応

- (1) 苦情への対応
いちい寮同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和5年度苦情受付数 0件

- (2) 虐待防止

いちい寮同様に、いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止及び利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和5年度虐待受付数 0件

5 業務体制

いちい寮と共通のため省略

6 利用者の状況（令和6年3月31日現在）

利用者契約者数 23名（男性14名 女性9名）
令和5年度新規契約者数 2名（男性2名）

7 利用状況（令和6年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数				2		1	2	1	1	1	2	3	13
延利用時間				13		3	13	3	12	19	23	25	111

※コロナ感染対策による休業期間：8月15～31日、12月16日～1月18日（延べ51日）

※インフルエンザ感染対策による休業期間：3月2～10日（延べ9日）

長 生 園

〔施設の種類〕 養護老人ホーム
〔入所定員〕 50人
〔所在地〕 八戸市大字是川字狹森33番地
〔建設年月日〕 平成4年11月1日
〔事業開始年月日〕 平成21年4月1日
〔施設の概要〕 敷地11,932.77㎡ 鉄筋コンクリート造平家建
延床面積2,948.95㎡ 機械室12.3㎡

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指導、訓練及び援助を行う。
- (2) 熱意及び能力を有する職員の育成に努め、常に入所者の意思と人格を尊重しながら、その立場に立った適切な処遇に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
- (4) 老人福祉を増進する事業を行う他の事業者との連携に努める。

【5年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
高齢者支援センターや自治体の訪問などを実施し、長生園の周知に努めるとともに、関係機関との連携を深めることにより、入所申込に繋げる。	高齢者支援センターの訪問は、スケジュールの関係で実施できなかったが、八戸市を含む近隣9市町村や市内の居宅介護事業所を訪問するなどし、措置の現状等の情報交換とともに、長生園の周知に努めた。 施設見学が30件あり、見学なしの入所申込を含めると計13件の入所申込があった。
入所申込から措置入所までの	令和5年12月に養護老人ホーム長生園契約入所制度要綱を

<p>タイムラグを解消するため、措置入所までの間を個人契約により入所できる制度の導入について、調査・検討を行う。</p>	<p>制定し、契約入所制度を導入した。この制度について、八戸市を含む近隣9市町村の措置担当者及び市内の居宅介護支援事業所を訪問するなどし、周知に努めた。</p>
<p>入所者支援の向上のため、多職種間において入所者の情報共有が確実にできるよう、共有方法を検討する。</p>	<p>入所者の情報共有に関して、全職員にアンケートを実施し、課題を抽出し、対策案ができたものから順次実行に移した。 申し送りや記録等の方法について、改めてルールを定めたほか、ITを活用したスケジュール管理を新たに導入した。これらの実施により、入所者の情報共有が実施できていると回答した職員は、改善策を実施する前の3人から7人に増えた。</p>

2 入所者の処遇

(1) 生活支援

- ① 入所者の心身の状況及び入所者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むための処遇計画を作成し、その計画に基づき、入所者の支援を行った。また、心身状況等に変化がみられた場合などには、必要に応じて処遇計画を見直した。
- ② 入所者の介護ニーズに対応するため、居宅介護支援事業所と連携し、必要なサービスが利用できるよう支援した。
- ③ 介護度の重度化など身体機能の低下が著しい入所者については、措置市町村へ届け出るとともに、家族と連絡をとり、介護保険施設等への移行の助言、支援を行った。
- ④ 支援員会議を開催し、入所者に関する情報共有や処遇計画に基づいた支援の見直しなどを行い、入所者の生活支援の強化を図った。
- ⑤ 定期的に電話や手紙等で入所者の状況等を家族へ伝え、緊急時等の連絡・協力体制を確認した。
- ⑥ 入所者が有する障がいに対する理解と知識を深め、支援が円滑にできるよう努めた。
- ⑦ 園内菜園での野菜作りや園芸作業を実施し、入所者の生きがいをづくりに努めた。
- ⑧ 季節の行事、介護予防教室等の各種教室、運動会、レクリエーションなどを実施し、余暇活動の充実を図った。
- ⑨ おやつ作りを通じて、「つくる喜び」「できる喜び」「たべる喜び」を感じて頂き、入所者の生活意欲の増進を図った。
- ⑩ 居室内の掃除や防臭・整理整頓・換気のほか、入所者の身体や着衣・寝具等の清潔保持に努めた。
- ⑪ 入所者からの依頼により、金銭管理を行うとともに、通帳や印章などを園で保管した。

(2) 給食管理

- ① 季節の食材、地元食材又は園内の菜園で採れた食材を使った料理、行事食、バイキング食などを組み入れた献立を作成し、入所者の食欲の維持・増進に努めた。
- ② 入所者の健康状態に応じた栄養バランスの良い食事を提供することにより、入所者の健康維持に努めた。
- ③ 年2回の嗜好調査及び3食毎の残菜調査を実施し、入所者の嗜好に合った食事提供と咀嚼状態に合わせた食事形態の改善を行った。
- ④ 身体機能の低下等により、自分で食事摂取することが困難な入所者に対し、状態に応じた介護用食器を取り入れることにより、自立性を高め、食べることの意欲の向上に繋げることができた。
- ⑤ 給食委託業者と定期的な会議を開催し、連携を密にすることにより、個別対応やソフト食等、入所者のニーズに柔軟に対応した食事提供に努めた。
- ⑥ 給食委託業者が発注する食材の品質管理を行うとともに、給食委託業者が行う HACCP に沿っ

た衛生管理が円滑に実施できるよう、連携を密にし、入所者へ良質で安全な食事を提供した。

(3) 環境整備

- ① ボイラーや空調機器、ナースコール、消防設備等により、入所者が安全で快適に生活できるよう環境を整えた。
- ② 園内の雑草を駆除することにより、園内の生活環境の保全に努めた。
- ③ 園内の大掃除を年2回実施し、清潔な環境を維持した。

3 健康管理・疾病予防

- (1) 嘱託医及び主治医との連携を密にし、入所者の健康状態を把握して、疾病の早期発見と早期治療につなげた。
- (2) 健康診断を年2回実施し、疾病の早期発見に繋げた。また、5月に結核健康診断を実施し、感染のまん延防止に努めた。
- (3) 医療、看護等に関する研修に参加し、研修で得た知識を職員間で共有することにより、職員の知識とスキルの向上に努めた。
- (4) 入所者に重篤な症状が現れた際に速やかに対応できるよう、看護師から入所者に起こり得る症状や対応等の情報を得て、それを職員間で共有した。
- (5) 入所者が利用する介護サービス事業所と連携を図り、入所者の情報を共有し、良好な健康状態の維持に努めた。
- (6) 誤薬事故等防止のため、与薬マニュアルの講習等を開催し、医療安全に努めた。
- (7) 日常の口腔ケアのほか、歯科医師による口腔ケア講話会と歯科検診を実施し、口腔ケアの重要性についての理解を深めた。また、積極的に治療を促し、誤嚥性肺炎の予防と食べる機能の維持回復に努めた。
- (8) 入所者及び職員を対象としたインフルエンザ及び新型コロナワクチン接種を実施し、感染予防に努めた。
- (9) 熱中症対策として、入所者に対し涼しい服装やこまめな水分補給、冷房設備の整った場所への移動を呼びかけるとともに、熱中症の症状がないか入所者の様子をこまめに観察した。
- (10) 入所者の状態に応じた歩行運動のほか、ラジオ体操を実施し、身体機能の維持向上及び認知症予防に努めた。
- (11) 認知症介護実践研修修了者による内部研修を実施し、知識や技術の向上を図り、認知症への対応力を強化した。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに第三者委員を選任し、入所児童及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所者等に周知を図った。

なお、第三者委員に対し、報告会（現状報告、情報交換等）を実施した。

令和5年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

入所者の虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会を定期的で開催し、入所者の心身の安全と尊厳の保持に努めた。

5 施設サービス評価

入所者の意思及び人格を尊重し、質の高いサービスが提供できるよう、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、その課題の解決に取り組むことで、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 暖房・給湯設備やナースコール、消防設備、通信機器等の定期的な保守点検や自主点検を行い、不良箇所を早期に発見し、適切な修繕を施すことで安全管理に努めた。
- (2) 手すりや椅子、食堂のテーブルを定期的に自主点検し、入所者が安全に生活できる環境を整えた。
- (3) 事故防止委員会を定期的に開催し、事故原因の分析や防止策を検討するとともに、防止策等について職員間で共有し、入所者の事故防止に努めた。
- (4) 入所者の安全を確保するため、火災発生時の訓練を2回行い、そのうち1回は夜間を想定した訓練を行った。
- (5) 栄養士及び厨房職員を対象に毎月1回(赤痢菌・腸管出血性大腸菌群・サルモネラ菌・腸チフス菌・パラチフス菌)の検便と、10月から3月までの6か月間は、ノロウイルスの検便を実施し、食の安全に努めた。
- (6) 感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止対策を検討するとともに、新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス・ノロウイルス・食中毒等に関する研修を実施し、感染対策の徹底を図った。
- (7) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう、業務継続計画 (BCP) に基づき、研修及び訓練を実施した。また、必要な物品を備蓄し、非常食については賞味期限切れがないか点検し適宜更新した。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) 地域の高齢者支援センターが主催する介護予防教室に、講師として職員を派遣した。

月	日	実施内容
10	17	是川・中居林地区介護予防教室(八重坂集会所)
11	21	是川地区介護予防教室(是川中央集会所)

- (2) 学生の施設実習を受け入れ、入所者援助に係る知識や専門知識の習得の機会を提供した。

所属等	実習内容	期間	人数
青森県立八戸商業高等学校	介護体験	7月4日～7月6日	4
私立八戸学院大学	介護体験	7月3日・7日	2
	介護体験	10月17日～10月19日	1
合計			7

- (3) 是川あおぞら市等を通じ、地域住民から園内菜園の耕起作業等を実施していただいた。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の予防のため、入所者の地域の行事等への参加や園内行事への住民の招待は控えた。
- (5) 地域との交流・連携等

内容	回数	月日
是川地区民生委員会協議会	3	4/10、5/10、7/10
是川あおぞら市・よろず相談窓口	10	5/26、6/23、7/28、8/25、9/22 10/27、11/24、12/22、2/23、3/22
是川地区敬老会	1	9/17

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
匿名	タオルケット 1枚 バスタオル 2枚	—	令和5年 4月17日

	フェイスタオル 31 枚 シルバーカー 1 台		
匿名	タオルケット 1 枚 シーツ 1 枚 毛布 4 枚 肌掛け布団 1 枚	—	令和 5 年 6 月 30 日
八戸ロータリークラブ	イージーアップドーム テント一張	—	令和 5 年 8 月 3 日
富士産業株式会社	薬用入浴剤 15 箱	—	令和 5 年 9 月 19 日
匿名	現金	100,000 円	令和 5 年 9 月 22 日
富士産業株式会社	薬用入浴剤 15 箱	—	令和 5 年 12 月 22 日

9 業務体制（定員 50 人）

○人員に関する配置基準（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 12 条）

基準合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
11	1	1	1	1	3	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
20	1	1	1	1	12	1	1	1	[1]

※[]は嘱託

10 入所者の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
入 所				3			1			1		1	6
退 所	1						1	1	2		1	1	7
現員数	47	47	47	50	50	50	50	49	47	48	47	47	平均 48
入所率 (%)	94	94	94	100	100	100	100	98	94	96	94	94	平均 97

長生園〔老人デイサービス事業〕

- 〔事業所名〕 長生園デイサービスセンター
 〔定員〕 18人
 〔事業開始年月日〕 平成10年4月1日 デイサービス事業開始
 平成28年4月1日 指定地域密着通所介護事業
 平成28年10月1日 通所型サービス事業(介護予防通所介護相当)

1 事業運営の基本方針

- (1) 要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じて自立した日常生活を継続できるように、必要な世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持を図る。
- (2) 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

【5年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
広報誌やホームページなどによる周知活動と、居宅介護支援事業所との連携などにより、長生園デイサービスセンターの特色を広く周知し、体験利用に繋げることで、利用者数の増加を図る。	職員全員で事業所の強みを話し合い、その内容を掲載した広報誌を居宅介護支援事業所へ送付したほか、周辺地域の居宅介護支援事業所を訪問しPRするとともに、利用者のニーズ等について聞き取りを行った。 また、居宅介護支援事業所の見学を受け入れるなど利用者増に向けた取組の結果、体験利用6件を含む9件の新規契約があった。
LIFE(科学的介護情報システム)関連加算を取得して、利用者の心身に応じたプランを作成し、サービス提供後の評価を踏まえてプランの改善を図るなど、利用者の生活の質の向上に資する介護サービスを提供する。	科学的介護推進体制加算については、4月から地域密着型の利用者を、12月からは通所型サービスの利用者を対象に取得した。同じく12月からは、地域密着型の利用者を対象にADL維持加算の評価を、また、認知症加算については5月から算定を開始した。これらのLIFE関連加算の取得に伴い、利用者の通所介護計画書等を見直し、利用者の生活の質の向上に資するサービスの提供を行うことができた。
介護保険制度、長生園の目標、各種マニュアルや認知症への対応など、長生園デイサービスセンターの職員として必要な知識を習得するための内部研修を開催するとともに、介護ソフトを活用して利用者の情報共有の強化に努める。	各種マニュアルや認知症介護実践者研修の修了者を講師とした勉強会を開催したほか、褥瘡などの外部研修の内容を全職員に周知し、介護知識の習得に努め、サービス提供の質の向上を図った。 また、利用者の心身の状況に関する情報について、介護ソフトを活用して情報の共有を図ったほか、LIFEに関する研修を受講し、フィードバック情報の活用方法について検討を行った。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

①営業日

月曜日～土曜日(日曜日・12月31日～1月3日は休業)

②営業時間

午前8時15分～午後5時

③提供時間

午前9時30分～午後3時30分(12月～2月は午後3時まで)

④利用料

指定地域密着型通所介護事業等、法定代理受領サービスの利用者は、介護保険負担割合証に定める割合の額（1割、2割又は3割）

⑤食事代

570円／日

⑥レクリエーション費用及びクラブ活動費等

実費負担

(2) 実施状況

①介護サービス

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書に基づき、地域密着型通所介護計画書などを作成し、利用者や家族のニーズに応じた介護サービスを提供した。全ての職員が利用者を適切に介助できるよう個別ケアマニュアル(基本情報・ADL情報・ケア内容)を作成したほか、毎朝のミーティングにおいて利用者の介助に関する留意点等を確認し、心身状況に応じた介護サービスを提供した。また、3か月毎に機能訓練実施報告書を居宅介護支援事業所へ提出するなど、介護支援専門員との情報共有を図ったほか、送迎時に家族と情報交換を行った。

②健康状態の確認

送迎時や来所時、様子がおかしいと感じたときは利用者の体温、血圧測定等を行い、健康状態を確認したほか、受診状況や内服薬等の確認を行った。また、家族及び居宅介護支援専門員と情報を共有し、体調不良の早期発見、早期対応に努めた。

③入浴サービス

利用者の状態に応じて一般浴、特殊浴槽、シャワー浴、清拭を使い分けるなど、身体に負担が掛からない安全・快適な入浴サービスを提供した。

④日常生活訓練

可能な限り居宅での生活が継続できるよう、入浴時の着脱動作や排泄動作などの訓練のほか、必要に応じて自助具等を活用した訓練など、日常生活に必要な基本動作訓練を行った。

⑤給食サービス

新規利用時及び年2回の嗜好調査を実施したほか、食事の摂取状態を確認し、利用者の状態に応じた介護用食器や食形態で食事を提供した。また、季節に応じた旬の食材を提供し、食欲の維持増進を図った。

⑥送迎

車両の出発前点検を確実に実施し、車両の不具合の早期発見、早期対応に努めた。利用者の身体機能、自宅までのルート、注意事項等を確認し、身体に負担が掛からない送迎時間を設定するなど、利用者宅と施設間の送迎を安全に行った。また、利用者の状態等を職員間で共有し、必要に応じて福祉用具を活用するなど、安全な乗降介助を行った。

⑦生活相談

介護支援専門員と連携し、利用者やその家族に対して、利用者の状態に応じた介助方法等についての助言を行った。

⑧リハビリテーション・レクリエーション活動

楽しみながら体を動かすことができる軽体操を実施し、心身機能の維持向上に努めた。壁画制作やカレンダー制作等のほか、脳トレーニングを実施し、認知機能の低下防止に努めた。スイカやじゃがいも等の園芸作業、干し柿づくり、ショッピング、紅葉ドライブ、初詣など季節感のある屋内外のレクリエーションを実施し、生活の質の向上に努めた。

⑨口腔ケア

食事前の口腔体操を実施したほか、食事後の口腔洗浄を支援し、口腔機能の維持向上に努めた。

⑩機能訓練

対象となる利用者の「個別機能訓練計画書」を作成し、プログラムに基づいた訓練を実施するとともに、3か月ごとに評価を行うなど、持続的な訓練を実施した。

3 運営推進会議

- (1) 運営推進会議委員 4名
- (2) 開催日時・議題・出席者

開催日	議 題	出 席 者
5月17日	(1) 前回の運営推進会議における意見、要望への対応について (2) 利用者の状況及び活動情報について (3) 利用者・家族からの要望及び苦情について (4) ヒヤリハット・事故報告について (5) 職員研修状況について (6) 新型コロナウイルス感染予防対策について	委員 4名 地域高齢者支援センター職員 1名 計5名
11月29日	(1) 前回の運営推進会議における意見、要望への対応について (2) 利用者の状況及び活動情報について (3) 利用者・家族からの要望及び苦情について (4) ヒヤリハット・事故報告について (5) 職員研修状況について (6) 意見・要望について	委員 3名 八戸市介護保険課職員 1名 地域高齢者支援センター職員 1名 計5名

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備するとともに、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、周知を図った。

また、第三者委員への苦情の受付件数等の報告のため、報告会を開催した。

令和5年度苦情受付数 1件

- (2) 虐待防止

長生園虐待防止委員会設置要綱に基づき、虐待防止委員会を開催したほか、虐待防止のための自己評価を実施し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努めた。

5 施設サービス評価

事業所が行うサービスについて、自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 感染症対策委員会を定期的に開催するとともに、職員・利用者に対して、食中毒・ノロウイルス・インフルエンザの感染予防に関するDVDを視聴させたほか、手洗い指導を計画的に行い、感染予防に努めた。
- (2) 地震、土砂災害・風水害発生時の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画を立て、避難訓練を行ったほか、地震に備え職員を対象とした訓練を行った。
- (3) 事故、災害等が発生した場合は、利用者の安全を最優先し、危機管理マニュアルに基づき、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な対策をとることとし、事故、災害等に備えた。
- (4) 施設の設定備機器について、委託業者による保守点検や自主点検により、不良個所の早期発見に

努め、適切な修繕等を施した。送迎時のルートや危険個所等の状況把握とともに、送迎マニュアルの見直しを行い、職員間での情報共有や職員の体調確認などにより、事故防止に努めた。

- (5) サービス提供前に、施設内の環境整備や福祉用具等の備品の安全確認を行い、利用者の事故防止に努めた。また、シルバーカー等の福祉用具や簡易式ベッド、椅子等備品の点検を行い、利用者が安全に利用できる環境作りに努めた。
- (6) 利用者の送迎を安全に行うため、送迎車両の日常点検や定期点検整備を実施した。
- (7) 送迎マニュアルを職員間で共有し、ルートや危険個所等の状況把握を十分に行うほか、職員の体調確認を十分に行い、事故防止に努めた。
- (8) 長生園事故発生の防止及び発生時の対応の指針に基づき、事故防止委員会及び事故評価会議を設置するとともに、研修を受講した安全対策担当者を置き、事故防止に努めた。事故評価会議では、安全対策担当者が中心となって再発防止案の検討及び評価を行い、それを基に事故防止委員会で事故原因の分析、再発防止策の検討、職員への周知を行った。
- (9) 個人情報の使用にあたっては、利用者やその家族等のプライバシーの保護に万全を期すため、個人情報保護法に基づき、利用者やその家族に対して利用目的を明確にし、同意書を得た上で必要最低限の範囲で個人情報を収集・使用した。
- (10) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画(通所系)の訓練を実施した。

7 地域貢献・地域社会との交流等

- (1) 園内行事への地域住民の招待 実績なし
- (2) 介護予防教室

月	日	内 容
11	21	介護予防教室

- (3) ボランティア(八戸市シニアはつらつポイント会員)の受け入れ 実績なし
- (4) 実習生の受け入れ

月	日	内 容	人数
7	4~6	小学校及び中学校教諭の普通免許授与に係る介護体験	2
10	16・20	小学校及び中学校教諭の普通免許授与に係る介護体験	1
合 計			3

- (5) 利用者負担軽減制度 実績なし
- (6) 地域との交流

月	日	内 容
10	27・28	是川公民館文化祭作品展示
毎月		是川地区民生委員協議会定例会

8 寄附の状況

実績なし

9 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第 20 条・第 21 条)

基準合計	管理者	生活相談員	介護員	看護師	機能訓練指導員
5	1	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	生活相談員兼介護員	介護員	看護師兼機能訓練指導員
11	[1]	4	3	3

※ [] は兼務

10 利用者の状況 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

(1) サービス別利用状況

区分		計	月平均	1日平均	摘 要 [延利用人員内訳] 地域密着型 2,764 人 85.8% 総合事業 459 人 14.2%
延実施日数		309 日	—	—	
延利用人数		3,223	269	10.4	
サービス別 利用人数	入 浴	3,159	263	10.2	
	給 食	3,223	269	10.4	
	生活指導	3,223	269	10.4	
	健康状態確認	3,223	269	10.4	
	日常動作訓練	3,223	269	10.4	
送 迎		2,010	168	6.5	

浩々学園

- [施設の種類] 児童養護施設
- [定 員] 30 人 (本園・分園)
- [所在地] 八戸市根城七丁目 8 番 46 号
- [建設年月日] 昭和 47 年 3 月 31 日
- [事業開始年月日] 平成 21 年 4 月 01 日
- [施設の概要] 敷地 3,564.19 m² 鉄筋コンクリート造平家建
延床面積 767.52 m² 物置 20.15 m²
- [分園の名称] 分園型小規模グループホーム「そだちの木」

〔入所児童数〕 6人
 〔所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号
 〔事業開始年月日〕 令和3年11月1日
 〔施設の概要〕 鉄筋コンクリート造2階建
 延床面積215.51㎡（1階の一部及び2階部分）

1 事業運営の基本方針

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

【5年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
施設の小規模化等に伴う児童の生活環境の変化に対応するため、職務内容を見直し、支援業務の標準化を図るためのマニュアルを整備する。	職員が、本園・分園の業務について共通認識を図り、協力体制を強化することを目的に、本園と分園の業務マニュアルの見直しを行った。また、業務マニュアルのほか、「行動規範」「人権擁護」「医療・健康関係」に関するマニュアルについても内容を見直し、改定した。
児童の年齢・発達段階に応じた性についての正しい知識の習得と異性を尊重し思いやりの心を育てる機会を増やす。	外部講師を招き、児童と職員それぞれを対象に、性に関する学習及び研修会を実施した。 児童に対しては、性に関する正しい知識の習得を、職員に対しては、年齢・発達段階に応じた指導方法について学んだ。また、相手に対しどのように行動すれば良いのか、異性を思いやることについて考える話し合いを複数回行った。
児童の発達段階に応じた経済観念が身につくよう、金銭の節約や管理など将来の自立に向けた支援に努める。	お金を貯めたり使ったりする金銭バランスが身につくよう、中・高生におやつ代を渡すとともに、高校3年生には、昼食代を1週間分渡し、その収支を記録させた。また、小学生に対しては、自分でおやつを買いに行く機会を設け、決められた金額の範囲内で買い物をする経験を積ませた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 衣料は、各自の状況により必要に応じて支給し、また、その補修・洗濯に留意し、常に被服、寝具、下着類の衛生的な着用に努めた。
- ② 生活指導については、規則正しい生活習慣が身に付くよう留意し、身体の諸機能、知能及び情操等の発達を促すとともに、将来自立した生活を営むことができるよう買物、調理実習などを経験させた。
- ③ テレビ、楽器、遊具、運動用具及び図書等を備え付けたほか、年中行事として納涼会、収穫祭、その他レクリエーションなどを催し、入所児童の健全育成に努めた。
- ④ 学習指導員を配置し、入所児童の適性、能力等に応じた学習支援を行うとともに、職業指導について、児童の在籍する学校と連携し、適切な相談、助言、情報等の提供に努めた。
- ⑤ 児童相談所と連携して家庭との連絡調整を行い、家庭への一時帰宅など、段階を踏みながら親子関係の再構築を図った。また、一時帰宅時の様子や園内での様子を伝え合い、児童の生活環境の調整に努めた。

さらに、高校卒業を迎える児童に対しては、就職支援、住宅支援などの自立支援を行い、退所した児童については電話相談、家庭訪問等を行った。

(2) 給食管理

- ① 給食は、年に1回の嗜好調査を実施したほか、2週間ごとに季節の食材を取り入れた献立表の作成など魅力ある食事の提供に努めた。
- ② 委託業者と栄養士が定期的に会議を開催し、HACCPの手法に基づく衛生管理を確認しながら、安心安全な食事提供に努めた。

3 健康管理

- (1) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴させたほか、シャワーについては、随時使用させた。
- (2) 健康診断は、年2回内科検診及び歯科検診を行い、異常がある児童については、医師の指示に従い受診させた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を3名選任し、児童及び保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、前年度に引き続き、第三者委員への報告会（現況報告・情報交換）を実施した。

令和5年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

浩々学園虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員3名を選任し、虐待を防止するための体制を整備した。

また、児童の心身の安全と人権の保護に努めた。

令和5年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

- (1) 入所児童の健全育成のため、日常の生活指導・施設の機能等について自己評価し、改善すべき課題を明確にして、今後の施設運営の質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 施設・整備の自主定期点検と保守管理に努めた。
- (2) 消防計画に基づき、年2回の総合防災訓練と毎月1回の避難訓練を実施した。
- (3) 防災機器、厨房ガス器具などの定期点検、整備を実施した。
- (4) 警察官立会いのもと、刺股を使用した不審者対策避難訓練を実施した。
- (5) 全職員を対象にAED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法等応急手当講習を実施した。
- (6) 食事の提供に関わる栄養士に対し、毎月1回(赤痢菌・腸管出血性大腸菌群・サルモネラ菌・腸チフス菌・パラチフス菌)の定期検便のほか、ノロウイルス流行時期の10月から3月までの6か月間におけるノロウイルスの検便を実施し、食中毒や感染症の発生防止に努めた。
- (7) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画(BCP)に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、災害時に備え、必要な物品の備蓄状況を随時確認し、補充を行った。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受け入れ

屋外活動や慰問活動、子どもの遊び相手などボランティアの受け入れを行った。

ボランティア所属先	実 習 内 容	期 間	人 数

仙台看護学校	児童との交流	8月17日～8月18日	1
ビッグウーマン	園内環境整備	10月25日	7

(2) 実習生の受け入れ

保育士及び社会福祉士等の現場実習を受け入れ、福祉の人材育成に努めた。

所属等	実習内容	期間	人数
青森中央短期大学	保育実習	5月15日～5月26日	1
東奥保育福祉専門学校	保育実習	6月19日～6月30日	1
函館短期大学	保育実習	8月29日～9月9日	1
日本デザイン福祉専門学校	保育実習	9月1日～9月13日	1
仙台子ども専門学校	保育実習	9月25日～10月6日	2
青森中央短期大学	保育実習	10月16日～10月27日	1
盛岡大学短期大学部	保育実習	11月16日～11月17日	1
仙台大学	保育実習	12月4日～12月15日	1
八戸学院大学短期大学部	保育実習	1月22日～2月1日	3
八戸学院大学短期大学部	保育実習	2月13日～2月24日	3
合計			15

(3) 地域との交流・連携等

学校、児童相談所との情報交換を行い、昨年度に引き続き関係機関との連携を図った。

月	日	内容	場所
5	24	情報交換会（八戸児童相談所）	園内
8	7	八戸児童相談所訪問調査受け入れ	園内
9	27	情報交換会（八戸児童相談所）	園内
12	19	情報交換会（根城小学校）	根城小学校
2	22	情報交換会（八戸児童相談所）	園内
年10回		三水会（根城田面木地区青少年生活指導者協議会）	根城公民館

(4) 里親支援専門相談員を配置し、県内の里親及び里親会の支援に当たった。

里親委託対象児童支援 1件

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年4月1日
匿名	現金	10,000円	令和5年4月20日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年5月16日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年5月31日
匿名	現金	10,000円	令和5年6月5日
上村 靖助	商品券	100,000円	令和5年6月16日
黎明の会	現金	53,250円	令和5年6月23日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年7月8日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年8月1日
匿名	現金	10,000円	令和5年8月2日
匿名	現金	30,000円	令和5年8月13日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年8月31日
イトーヨーカ堂労働組合八戸沼館支部	現金	10,500円	令和5年9月13日
匿名	現金	100,000円	令和5年9月13日
福田 貴博	現金	10,000円	令和5年10月2日

青森県トラック協会三八支部青年部会	チャイルドシート 2 台	—	令和5年10月 2日
匿名	現金	10,000 円	令和5年10月10日
東北電力検針集金員労働組合	現金	100,000 円	令和5年11月 1日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和5年11月 2日
黎明の会	現金	57,404 円	令和5年11月 8日
川島 敏勝	現金	850,000 円	令和5年11月21日
株式会社フレーベル館	絵本	58,729 円	令和5年11月30日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和5年11月30日
川村 和雄	現金	100,000 円	令和5年12月 5日
匿名	現金	10,000 円	令和5年12月 6日
根城 隆幸	現金	50,000 円	令和5年12月 8日
八戸北ロータリークラブ	図書カード	28,000 円	令和5年12月11日
株式会社NTTドコモ	現金	60,000 円	令和5年12月15日
匿名	現金	100,000 円	令和5年12月15日
匿名	現金	100,000 円	令和5年12月25日
匿名	現金	15,000 円	令和5年12月22日
株式会社フルタイムシステム	クリスマスプレゼント	—	令和5年12月22日
匿名	クリスマスプレゼント	—	令和5年12月22日
有限会社八戸サッシ工業	インクジェットプリンター 炊飯器等	—	令和5年12月28日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和6年 1月 4日
株式会社竹正工務店	現金	300,000 円	令和6年 1月 9日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和6年 2月 1日
イトーヨーカ堂労働組合八戸沼館支部	現金	10,620 円	令和6年 2月 7日
匿名	現金	10,000 円	令和6年 2月19日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和6年 3月 3日
一般財団法人日本児童養護施設財団	現金	50,000 円	令和6年 3月 4日
東北遊戯機商業協同組合	現金	50,000 円	令和6年 3月 5日
個人・団体 36 件	米、野菜、果物、菓子、ケーキ、 遊具等		令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

9 業務体制（定員 30 人）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条）

基準合計	施設長	保育士 児童指導員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	事務員	嘱託医
15	1	10	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	施設長	保育士 児童指導員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	里親支援専門相談員	事務員	栄養士	看護師	嘱託医	夜間専門員	学習指導員	用務員
26	1	11	1	1	1	1	1	1	(2)	2	3	1

※ () は委託

10 入所者の状況（令和6年3月31日現在）

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
男子	1	2	2	6	11
女子	2	5	1	3	11
合計	3	7	3	9	22

※退所児童 6人

小 菊 荘

〔施設の種類〕	母子生活支援施設
〔定員〕	16世帯
〔所在地〕	八戸市根城五丁目4番9号
〔建設年月日〕	昭和48年3月31日(移転)
〔事業開始年月日〕	平成21年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 1,570.48 m ² 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,104.72 m ² 物置 54.00 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 母子を共に入所させ、その私生活を尊重しながら自立を促すため、家庭や稼働状況を踏まえながら就労、家庭生活、児童の養育に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
- (2) 必要に応じ地域住民や地域団体等との交流に努める。

【5年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
入所世帯が退所後も安定した生活を継続できるように、措置機関との連携を図りながら丁寧できめ細やかなアフターケアの充実を図る。	退所世帯からの電話相談に対応したほか、転居先を訪問し、生活状況や自立後の様子確認を行うとともに、必要な支援が継続されるよう、こども支援センターと連携及び調整を行った。 また、措置機関との定例打ち合わせにおいて、退所世帯へのアフターケアの状況を報告するなど、情報を共有した。

<p>職員の資質向上を図るため、外部から講師を招き困難事例に対応するための研修会を開催し、スーパービジョンの充実を図る。</p>	<p>「不登校児童の支援」及び「発達障がい児童への支援」をテーマに困難ケースの事例検討を行った。外部講師からの確かな助言・指導を受け、支援における着眼点や母親支援の重要性について再認識することができた。</p>
<p>社会福祉法第 78 条に基づき社会的養護関係施設に義務付けられている「福祉サービス第三者評価」を受審し、施設運営の質の向上を図る。</p>	<p>第三者評価については、サービスの質及び経営・組織マネジメント共に概ね良好な評価を得た。 改善点としては、中長期的な事業計画の作成を求められた。施設の特性上、複数年の計画を立てるのは難しい面もあるが、福祉事務所等へパンフレットを送付するなど、支援を必要とする母子の入所につなげるため取り組んだ。</p>

2 入所者の処遇

(1) 母親への支援

- ① 自立に向けて、各種求人情報を提供するとともに、はちのへ若者サポートステーションと連携し、入所者の希望を考慮した就労支援を行った。また、就職に有利となる資格取得についても助言し、奨励した。
- ② 職業安定所、児童相談所、家庭裁判所等の各種手続き、生活保護、各種手当の受給手続き及び低家賃住宅（公営住宅）入居等に関する助言を行った。
- ③ P T A、町内会行事等への参加を促した。
- ④ 母親が安心して求職活動や就労ができるよう児童の見守りを行い、心身と生活を安定させるための援助を行った。

(2) 児童への支援

- ① 成長期にある児童・生徒が、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援を行った。また、宿題等を中心に学習支援を行った。
- ② 学習、生活面において問題を抱える児童に対して、母親や学校と連携し、個別支援を行った。
- ③ 体力向上及び自主性と責任感の成長を促進するため、スポーツやレクリエーションを行った。
- ④ 図書、DVD、スポーツ用品等の活用に努めた。

(3) 一時保護受託業務

青森県女性相談所、八戸市福祉事務所、八戸警察署及び他の母子生活支援施設等と連携を図った。（令和 5 年度実績 1 件）

(4) 退所母子に対するアフターケア

退所母子の現状確認を行い退所後も絆を保ち、退所者の意向を尊重しながら各種相談に応じるなど、ケアに努めた。

3 健康管理

- (1) 嘱託医による健康診断、歯科検診を年 2 回実施し、異常がある者については、医師の助言を受け指導を行った。
- (2) 常に身体の清潔に留意し、毎日、時間を定めて入浴を提供した。
- (3) 食中毒及びインフルエンザ予防月間にはポスターを貼り出し、また常会等で呼びかけを行うとともに、予防接種について周知し、感染症予防に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情解決受付担当者を設置するとともに、第三者委員 2 名を選任するなど、入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。また、施設内に苦情解決の仕組みについて掲示し、常会等で制度を紹介するなど入所者に対し周知を図った。

なお、前年度に引き続き第三者委員への書面報告会（現況報告・情報交換等）を実施した。
令和5年度苦情受付数 0件

5 施設サービス評価

施設が行うサービスに関して職員個々が自己評価を行い、改善すべき課題を明確にした。日常生活支援サービスの項目の中で、料理などの家事支援の方法等に課題が見つかり、今後の課題とし取り組むこととした。

6 安全管理

- (1) 毎月1回、入所者の避難訓練を行うとともに、消火器やその他の防災設備について自主点検を実施した。また年2回、不審者対応訓練を行った。
- (2) 年2回、居室内安全点検を実施し、不良箇所について各世帯に注意喚起を促した。
- (3) 施設機能強化推進費加算の総合防災対策事業を利用し、警備会社と火災監視サービス及び非常通報サービスの委託契約を継続した。また、玄関に設置されたモニターカメラ、カメラ付きインターホン・暗証番号付き電子錠、施設外周に設置したフェンス・防犯カメラで警戒を行う等、不審者侵入対策を行った。

7 地域貢献・地域との交流

(1) 実習生の受入れ

実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めるとともに、専門職養成に寄与した。

所属等	実習内容	期間	人数
東北福祉大学	ソーシャルワーク実習Ⅱ	7月3日～8月5日	1
青森県立保健大学	ソーシャルワーク実習Ⅱ	8月21日～9月21日	1
八戸学院大学	ソーシャルワーク実習Ⅱ	10月2日～11月2日	1
青森県立保健大学	ソーシャルワーク実習Ⅰ	11月6日～11月21日	3
八戸学院大学短期大学部	保育実習	1月22日～2月1日	2
八戸学院大学短期大学部	保育実習	2月13日～2月23日	2
合計			10

(2) 地域との交流・連携等

月	日	内容	場所
5	7	こども会清掃活動	施設周辺及び近隣公園
	30	職員清掃活動	施設周辺及び近隣公園
9	24	こども会清掃活動	施設周辺及び近隣公園
10	19	職員清掃活動	施設周辺及び近隣公園
年10回		三水会（根城田面木地区青少年生活指導者協議会）	根城公民館

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
匿名	衣類	—	令和5年4月11日
一般社団法人バンクフォースマイルズ	化粧品等詰合	—	令和5年5月2日
八戸赤十字病院	衣類	—	令和5年6月8日
	お菓子	—	令和5年7月28日
八戸ロータリークラブ	花壇用苗	—	令和5年7月8日
	こども夏祭り招待		令和5年8月5日
匿名	現金	100,000円	令和5年9月13日
青森県トラック協会三八支部青年部会	チャイルドシート2台	—	令和5年10月2日

八戸赤十字病院	衣類	—	令和5年11月9日
ロクシタンジャパン株式会社	化粧品等詰合		令和5年11月28日
一般社団法人バンクフォースマイルズ	化粧品等詰合	—	令和5年12月12日
日本出版販売株式会社 日本児童図書出版協会	児童図書	—	令和5年12月14日
公益財団法人資生堂子ども財団	化粧品等詰合	—	令和5年12月20日
八戸三菱会	ケーキ	—	令和5年12月24日

9 業務体制（定員16世帯）（令和6年3月31日現在）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設最低基準第27条）

基準合計	施設長	母子支援員	少年指導員	調理員等 ※1	嘱託医	加算配置	個別対応職員	少年指導員兼事務員加算	入所児童（者） 処遇特別加算	学習指導費加算対象
10	1	2	1	1	1		1	1	1	1

※1 調理員等は調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

○職員配置

配置合計	施設長	母子支援員	少年指導員 （兼事務員）	調理員等 （少年指導員）	個別対応職員	嘱託医 （内科・歯科）	用務員	児童指導員 （学習指導担当）
13	1	3	2	1	1	(2)	2	1

※（ ）は委託

10 入所者の状況（令和6年3月31日現在）

入所世帯数 12世帯 30名